

○南丹市定住促進地域情報発信ツール整備事業交付金交付要綱

平成27年9月10日

告示第195号

(目的)

第1条 南丹市定住促進アクションプランに基づき、定住促進の多様な施策を推進する
うえで有効な地域主体の情報発信の仕組みづくりの推進を目的とし、予算の範囲内
で交付金を交付することに関し、南丹市補助金等の交付に関する規則(平成18年南丹
市規則第64号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の対象団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 複数の行政区で組織された団体
- (2) 行政区
- (3) その他市長が認めた団体

(交付対象事業)

第3条 交付金の対象事業は、前条で定める団体が主体となり、集落支援員、地域おこ
し協力隊又はまちづくりデザインセンターと連携して行う地域の情報を発信する次
の各号に掲げる事業とする。

- (1) 集落の教科書作成事業

集落の生活様態や慣例、地域資源など移住希望者等が求める情報をわかりやす
くまとめた冊子を作成する事業

- (2) 地域情報ツール整備事業

地域の定住促進を目的とし、地域住民が創意工夫を凝らし地域の情報発信ツ
ールを作成する事業

- (3) その他地域の情報発信に有効な事業

2 交付対象事業が次の各号のいずれかに該当する場合は交付金の対象としない。

- (1) 既に継続して実施しているもの
- (2) 特定の人、団体等の利益を目的にしたもの
- (3) 宗教又は政治を目的としたもの
- (4) その他市長が交付対象事業として適当でないと認めるもの

(交付金の対象経費等)

第4条 交付金の交付の対象となる経費、交付率、交付限度額は、別表に定めるとおりとする。

(申請手続き)

第5条 この要綱による交付金の交付を受けようとする団体は、市長に対し、定める期日までに南丹市定住促進地域情報発信ツール整備事業交付金交付申請書(様式第1号)を提出するものとする。

2 前項の申請件数は、第3条に定める交付対象事業の区分にかかわらず、一団体あたり同一年度1件とする。

(交付の決定等)

第6条 市長は交付金交付申請書の内容を審査し、交付を決定、又は不交付の決定をするものとする。

2 前項により交付金、又は不交付の決定をした場合は、市長はその旨を南丹市定住促進地域情報発信ツール整備事業交付金交付決定通知書(様式第2号)により、交付団体の長に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第7条 前条第2項により交付が決定した団体の長は、交付決定を受けた事業について、その内容を変更する必要がある場合には、南丹市定住促進地域情報発信ツール整備事業変更承認申請書(様式第3号)に変更内容とその理由を付して、市長に報告し、事前にその承認を受けるものとする。

2 前項による変更の申請を承認した場合は、市長はその旨を南丹市定住促進地域情報発信ツール整備事業交付金変更交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(概算払)

第8条 市長は、交付対象団体が事業に着手するに際し、交付対象団体から南丹市定住促進地域情報発信ツール整備事業交付金(概算払・精算払)交付請求書(様式第5号)により交付金の概算払を請求されたときは、第6条により交付決定した交付金額の全部又は一部について概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

第9条 交付対象団体は、事業終了後、当該年度の3月10日までに南丹市定住促進地域情報発信ツール整備事業交付金実績報告書(様式第6号)に領収書及び写真等の証拠書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告後、内容を審査し交付金の額を確定したときは、南丹市定住促進地域情報発信ツール整備事業交付金額確定通知書(様式第7号)により交付対象団体に通知するものとする。

(交付金の請求及び交付)

第11条 前条に規定する交付金の確定の通知を受けた交付対象団体は、南丹市定住促進地域情報発信ツール整備事業交付金(概算払・精算払)交付請求書(様式第5号)により、市長に交付金の請求をするものとする。

2 市長は、前項の規定による交付金交付請求書を受理した場合、速やかに交付金を交付するものとする。

(交付金の返還)

第12条 交付対象事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は交付決定の変更し、若しくは取り消し、又は交付金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 交付対象事業が、この告示に定める交付金交付の目的に違反したと認められるとき。

(2) 交付対象事業の実施方法が、適当でないと認められるとき。

(3) 第10条の規定により確定した補助金の交付額が、第8条の規定に基づき支払われた補助金額を下回ったとき。

2 前項により、補助金の全部又は一部の返還を命じられた補助事業者は、その決定にすみやかに従わなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表(第4条関係)

交付対象経費		交付率	交付限度額
項目	内訳		
委託料	業務委託料 デザイン料等	10/10以内 ただし、千円未満の 端数が生じたとき は、これを切り捨てる。 ※事業の主催者側にお いて、収入がある 場合は、補助対 象経費からその金 額を差引いた額に 対して補助する。	1事業につき50万円
需用費・印刷製本費	印刷代等		
需用費・消耗品費	用紙代等		
賃借料	会場借料代等		
役員費	宣伝広告 通信運搬代等		
事務費	旅費 会議費 著作権料等		

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

南丹市長 様

所在地
団体名
代表者名 印

南丹市定住促進地域情報発信ツール整備事業交付金交付申請書

別紙のとおり事業を実施したいので、南丹市定住促進地域情報発信ツール整備事業交付金交付要綱第5条の規定により、交付金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業計画書 別紙1のとおり
- 2 収支予算書 別紙2のとおり
- 3 事業の完了予定日 年 月 日
- 4 その他

事業計画書

事業名		
団体名		
事業概要		
発信の方法		
発信の範囲		
連絡先	郵便番号	
	所在地	
	代表者氏名	
	電話番号	

別紙2

収支予算書

収入の部	
交付金要望額 (申請)	円
他団体助成金、広告料 収入、参加料等	(内訳) 円
自己負担額	(内訳) 円
合計	円

支出の部			
項目	金額	積算内訳	備考
委託料	円		
需用費・印刷製本費	円		
需用費・消耗品費	円		
賃借料	円		
役務費	円		
事務費	円		
	円		
	円		
合計	円		

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

南丹市長 印

南丹市定住促進地域情報発信ツール整備事業交付金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました南丹市定住促進地域情報発信ツール整備事業交付金の交付については、南丹市定住促進地域情報発信ツール整備事業交付金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 交付
交付決定額 円
- 不交付
(理由)

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

南丹市長 様

所在地
団体名
代表者名 印

南丹市定住促進地域情報発信ツール整備事業交付金変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定のありました事業の実施について、
下記の理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加承認（減
額承認）を受け〕たいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

（注）上記「関係書類」とは、様式第1号別紙1及び別紙2に準じ、変更前後が比較
対照できるよう、変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

南丹市長 印

南丹市定住促進地域情報発信ツール整備事業交付金変更交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました南丹市定住促進地域情報発信ツール整備事業交付金の交付については、南丹市定住促進地域情報発信ツール整備事業交付金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 交付
変更後交付決定額 円
- 不交付
(理由)

様式第5号(第8条、第11条関係)

年 月 日

南丹市長 様

所在地
団体名
代表者名 印

南丹市定住促進地域情報発信ツール整備事業交付金(概算払・精算払)交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた交付金について、南丹市定住促進地域情報発信ツール整備事業交付金交付要綱第8条(第11条)の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

なお、上記補助金は次の口座に振り込むようお願いします。

口座情報	金融機関名	銀行・農協 (支店・支所・出張所) 信用金庫・信用組合
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ 口座名義	

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

南丹市長 様

所在地
団体名
代表者名 印

南丹市定住促進地域情報発信ツール整備事業交付金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった交付対象事業について、南丹市定住促進地域情報発信ツール整備事業交付金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 交付対象事業の名称
 - 2 事業実績報告書 別紙3のとおり
 - 3 収支決算書 別紙4のとおり
 - 4 参考資料
- ※ 交付対象事業の実施に関する印刷物、写真、新聞記事等を添付してください。

事業実績報告書

事業名		
団体名		
事業概要		<ol style="list-style-type: none">1 内容（分野等）2 事業企画の背景・経過等3 事業の趣旨・ねらい4 情報ツールの活用状況5 事業の効果 <p>※ 必要に応じ、別紙を作成してください。</p>
連絡先	郵便番号	
	所在地	
	担当者氏名	
	電話番号	

別紙 4

収支決算書

収入の部	
市交付金交付額	円
他団体助成金、広告料 収入、参加料等	(内訳) 円
自己負担額	(内訳) 円
合計	円

支出の部			
項目	金額	積算内訳	備考
委託料	円		
需用費・印刷製本費	円		
需用費・消耗品費	円		
賃借料	円		
役務費	円		
事務費	円		
	円		
	円		
合計	円		

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

南丹市長 印

南丹市定住促進地域情報発信ツール整備事業交付金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました南丹市定住促進地域情報発信ツール整備事業について、審査の結果、これを適当と認め、下記のとおり交付金の交付を確定したので通知します。

記

交付金額 円